

介護老人保健施設創春館 介護予防・通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 創春館通所リハビリテーション
- ・開設年月日 平成10年7月21日
- ・所在地 前橋市日輪寺町342の1番地
- ・電話番号 027-230-8282 ・ファックス番号 027-234-6456
- ・管理者名 名倉 隆夫
- ・介護保険指定番号 1050180106号

(2) 目的と運営方針

医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員が、主治医に介護予防・通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防・通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

- 一、当施設を利用する方の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護予防・通所リハビリテーションを提供しなければならない。
- 二、当施設は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

- ・医師 3名 ※医師は、医学的管理を行う
 - ・管理者 1名
 - ・理学療法士 2名（常勤0名・非常勤2名）
 - ・作業療法士 3名（常勤2名・常兼務1名）
 - ・言語聴覚士 1名（常勤兼務1名）
- ※理学療法士等は、指定介護予防・通所リハビリテーションの提供に当たる
- ・看護職員 5名（常勤1名・非常勤2名・常勤兼務2名）
 - ・介護職員 13名（常勤9名・非常勤4名）
 - ・送迎・介護職員 5名（常勤・兼務2名 非常勤・兼務3名）
 - ・支援相談員 1名（常勤）
 - ・管理栄養士 1名（常勤・兼務）
 - ・事務職員 2名（常勤・兼務） ※事務職員は、必要な事務を行う

（令和7年4月1日現在）

(4) 通所定員 60名

(5) 営業日及び営業時間

センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一、 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二、 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- 三、 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
- 四、 延長サービス時間 午後5時30分から午後6時30分まで。

(6) 通常の事業の実施地域

前橋市・高崎市・吉岡町・渋川市区域とする。

2. サービス内容

- ① 介護予防・通所リハビリテーション計画の立案
- ② リハビリテーション
- ③ 昼食 12時15分～14時00分
- ④ 医学的管理・看護・介護
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑧ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑨ 送迎（身体状態や交通状況に応じて介助員が付き添う場合があります）
- ⑩ その他
 - * これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
- * 食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 火気類の管理は職員が行います。
- ・ 設備・備品の利用の際は必ず職員までお申し出ください。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは基本的に禁止となっております。
- ・ 宗教活動・営利行為・特定の政治活動は一切禁止となっております。
- ・ ペットの持ち込み一切禁止となっております。
- ・ ご利用様同士のお菓子等物のやり取りについては禁止となっております。

4. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年 2 回

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用して頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください

電話 027-230-8282 担当支援相談員 角田 拓郎

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

* 行政機関その他苦情受付期間

前橋市役所 介護保険課	所在地	前橋市大手町 2-12-1
	電話番号	027-224-1111 (代表)
	受付時間	9:00~17:00
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町 335-8
	電話番号	027-290-1323
	受付時間	9:00~16:30
群馬県社会福祉協議会	所在地	前橋市新前橋町 13-12
	電話番号	027-255-6669
	受付時間	9:00~17:00

* それぞれの機関ごとに介護保険の窓口があります。

7. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組の 状況	①. あり	実施日	随 時
		結果の開示	1. あり ②. なし
第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	②. なし		

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算
 - ・利用開始月から6月以内に実施
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(A)または(B)を必須 1,250単位/月
- 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
- 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位/月(月2回を限度)
- 重度療養管理加算(要介護3 要介護4 要介護5に限る) 100単位/日
- 中重度者ケア体制加算(要介護3以上の利用者が30%以上) 20単位/日
- 事業所が送迎を行わない場合 △47単位/片道
- 送迎時に実施した居宅内介助等 通所サービスの所要時間に含む
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(介護福祉士が70%以上配置等) 22単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(介護福祉士が50%以上配置) 18単位/回
- 科学的介護推進体制加算 40単位/月

Ⅱ 介護予防通所リハビリテーション

(介護予防)創春館通所リハビリテーション/月			
要支援1	2,268単位/月	要支援2	4,228単位/月

※利用開始日の属する月から12ヶ月を超える長期利用の場合

要支援1 120単位/月減算 要支援2 240単位/月減算

加算項目

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算 利用開始月から6月以内 562単位/月
- 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(介護福祉士が70%以上配置等)
 - 要支援1 88単位/月
 - 要支援2 176単位/月
 - サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(介護福祉士が50%以上配置)
 - 要支援1 72単位/月
 - 要支援2 144単位/月
- 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- 一体的サービス提供加算 480単位/月
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の8.6%を加算
- ※ 地域区分にかかる単位単価・・・法令の定める地域単価(1単位10.17円)を適用して算出いたします。
- ※ 利用者負担額は負担割合に応じた額(1割～3割)となります。

その他の費用 共通事項

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	850円	昼食代（副食代120円を含む）
コーヒー・紅茶代	60円／杯	希望者のみ
オムツ・リハビリパンツ	180円／枚	
パット	70円／枚	
フェイスタオル貸出	50円／枚	貸し出した場合
バスタオル貸出	100円／枚	貸し出した場合
ビニール袋	20円／枚	
マスク	50円／枚	
カットバン	10円／枚	
メロリン	100円／枚	
包帯	200円／枚	
延長費用	800円／30分	※家族都合等による
レザークラフト材料費等	実 費	アクティビティ等に使用時
診断書料	実 費	
健康管理費	実 費	インフルエンザ等の予防接種など
群銀から引き落としの場合	60円	手数料

令和8年2月26日 改定

介護老人保健施設 創春館

(介護予防) 通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設 創春館の(介護予防)通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設 創春館通所リハビリ利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印(続柄)

介護老人保健施設 創春館

管理者 名倉 隆夫 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・ 氏 名	(続柄)
・ 住 所	〒
・ 電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・ 氏 名	(続柄)
・ 住 所	〒
・ 電話番号	

・ 氏名 (続柄)
・ 住所 〒 —
・ 電話番号

・ 氏名 (続柄)
・ 住所 〒 —
・ 電話番号